

# 公益財団法人山口県健康福祉財団

## 役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程

平成25年規程第18号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県健康福祉財団（以下「財団」という。）の定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づきおかれる者をいう。
- (5) 会計監査人とは、定款第26条第4項に基づきおかれるものをいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わず、次号の費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通信費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。

### (報酬等)

第3条 財団は、役員、評議員及び会計監査人の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員の受ける報酬等の種類は報酬及び期末手当とし、その額は次のとおりとする。

- (1) 報酬については、1月当たり359,000円を超えない範囲で、理事会において定める額（以下「報酬月額」という。）

- とする。
- (2) 期末手当の年額については、報酬月額に100分の130を乗じた額に100分の350を乗じて得た額とする。
  - 3 非常勤役員及び評議員の受ける報酬等の種類は報酬とし、その額は1日当たり9,900円とする。  
ただし、山口県の一般職の職員が非常勤役員又は評議員を兼職するときは、報酬を支給しない。
  - 4 役員及び評議員の退職手当は、これを支給しない。
  - 5 会計監査人の受ける報酬等については、監事全員の同意を得て、理事会において定める。
  - 6 理事に対する報酬等の各年度における総額は700万円、監事に対する報酬等の各年度における総額は50万円をそれぞれ上限とする。

(支給方法、支給日)

第4条 常勤役員の報酬等は、通貨をもって支払うものとし、その支給方法、支給日については、財団の職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準ずるものとする。

- 2 非常勤役員、評議員及び会計監査人の報酬は、業務遂行の都度、支給する。

(費用)

第5条 財団は、役員、評議員及び会計監査人がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 非常勤役員、評議員及び会計監査人が理事会又は評議員会に出席する場合の旅費については、前項の規定にかかわらず、請求があったものとみなし、財団の旅費規程により支払うものとする。

(公表)

第6条 財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月25日から施行する。
- 2 改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の役員等報酬等規程」という。）は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払い)

- 3 常勤役員が改正前の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程に基づいて平成27年12月に支給された期末手当は、改正後の役員等報酬等規程の規定による期末手当の内払いとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年3月28日から施行する。
- 2 改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の役員等報酬等規程」という。）は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払い)

- 3 常勤役員が改正前の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程に基づいて平成28年12月に支給された期末手当は、改正後の役員等報酬等規程の規定による期末手当の内払いとする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成31年3月26日から施行する。
- 2 改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の役員等報酬等規程」という。）は、平成30年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払い)
- 3 常勤役員が改正前の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程に基づいて平成30年12月に支給された期末手当は、改正後の役員等報酬等規程の規定による期末手当の内払いとする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年3月24日から施行する。
- 2 改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の役員等報酬等規程」という。）は、令和元年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払い)
- 3 常勤役員が改正前の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程に基づいて令和元年12月に支給された期末手当は、改正後の役員等報酬等規程の規定による期末手当の内払いとする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年12月9日から施行する。
- 2 改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程は、令和2年12月1日から適用する。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和3年12月9日から施行する。
- 2 改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程は、令和3年12月1日から適用する。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月14日から施行する。
- 2 改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の役員等報酬等規程」という。）は、令和4年4月1日から適用する。

(期末手当の内払い)

- 3 常勤役員が改正前の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員等報酬等規程の規定による期末手当の内払いとする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月20日から施行する。
- 2 改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の役員等報酬等規程」という。）は、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の内払い)

- 3 常勤役員が改正前の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員等報酬等規程の規定による期末手当の内払いとする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年3月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。  
ただし、第3条第2項第2号の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払い)

- 2 常勤役員へ改正前の規程に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程による期末手当の内払いとする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年12月18日から施行する。
- 2 改正後の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の役員等報酬等規程」という。）は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当の内払い)

- 3 常勤役員が改正前の役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員等報酬等規程の規定による期末手当の内払いとする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和8年3月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。